

(証券コード 6462)

2020年7月16日

株 主 各 位

東京都千代田区三番町8番地1

# 株式会社リケン

代表取締役会長（CEO）伊 藤 薫

## 第96回定時株主総会継続会開催のご案内

拝啓 平素は格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

また、ご出席の際は、お手数ながら同封の「第96回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、本継続会は、2020年6月26日開催の第96回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第96回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年7月31日（金曜日）午後3時
2. 場 所 東京都港区六本木五丁目11番16号 国際文化会館 別館2階 講堂
3. 会議の目的事項  
**報 告 事 項**
  - 1 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 4. インターネット開示についてのご案内

当社は法令および当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<http://www.riken.co.jp/>) に掲載しておりますので、当添付書類には記載しておりません。

- (1) 事業報告の「**会社の新株予約権等に関する事項**」
- (2) 事業報告の「**業務の適正を確保するための体制**」
- (3) 連結計算書類の「**連結株主資本等変動計算書**」
- (4) 連結計算書類の「**連結注記表**」
- (5) 計算書類の「**株主資本等変動計算書**」
- (6) 計算書類の「**個別注記表**」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第96回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.riken.co.jp/>) に掲載することによりお知らせいたします。
  3. 去年より、ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産を取りやめさせていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

## (添付書類)

# 事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(日本、インドは4月～3月、それ以外は1月～12月)における世界経済は、米国は比較的底堅かったものの、欧州は年度末にかけて一段と減速し、米中貿易摩擦の影響を受けた中国や自動車販売が不振のインドなども成長が鈍化しました。わが国経済も年度前半は順調でしたが、第3四半期は消費増税の影響、第4四半期は新型コロナウイルス感染症の影響により景気にブレーキがかかりました。

当社グループと関連の深い自動車産業の自動車生産台数は、中国が前年度比約2百万台、インドが約1百万台生産減になるなど大幅減となり、米国、欧州も前年度比減少となりました。日本も約3%の生産減となりました。

このような状況のなか、当連結会計年度における当社グループ売上高は、アジアをはじめ世界の自動車生産台数減少が響き84,530百万円(前期比6.5%減)となりました。

利益面では、合理化の積み上げや労務費・経費などのコスト削減を進めましたが、売上減に伴う利益の減少や為替の影響もあり、営業利益は5,234百万円(前期比24.4%減)、経常利益は5,964百万円(前期比24.1%減)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は3,517百万円(前期比29.4%減)となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の業績に与える影響については、海外関係会社はインドを除き決算期が12月であるため当連結会計年度への影響は少なく、また国内の影響も軽微に留まりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に当社グループが実施しました設備投資の総額は7,073百万円であり、主なものは次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 当社柏崎事業所  
柏崎総合新棟建設・機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 当社熊谷事業所  
工場建屋・機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ P.T.パカルティリケンインドネシア  
機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、充実

- ・ 当社柏崎事業所  
機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 当社熊谷事業所  
機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ P.T.パカルティリケンインドネシア  
機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ リケンメキシコ社  
機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

2020年度の世界経済は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの国・地域で景気の急激な落ち込みが懸念されます。中長期的な事業環境につきましては、各国の通商政策における保護主義の台頭や欧州における不透明な政治情勢など政治・経済両面の懸念が高まっています。

当社グループと関連の深い自動車産業につきましては、電気自動車等環境対応車の増加や自動運転等の技術開発が進展するなど、「100年に一度の大変革期」と言われるように、質的变化を伴いながらグローバル市場が拡大していくものと予想されます。

電気自動車等環境対応車が増加し、自動車の動力の多様化が進む中で、当社は内燃機関搭載車のピークアウト時期を2030年代前半頃と想定しており、斯かるピークアウトを乗り越え社業を発展させていくために「コア事業のコスト競争力強化」、「危機に対応した経営基盤再構築」と「非内燃機関の次世代新事業の拡大」を進めていく方針です。

「コア事業のコスト競争力強化」につきましては、ピストンリング等の既存エンジン部品の勝ち残りを目指すとともに、非自動車関連の既存事業の拡大とコスト競争力強化を目指します。2020年代半ばまでは、ビジネスと利益の拡大、経営資源のシフト、最適生産体制の構築をキーワードに国内外の投資を効率化します。その後2030年代前半までは、日本国内・海外ともに、増産投資は厳しくコントロールし、合理化投資及び省力化投資を推進していく方針といたします。

「危機に対応した経営基盤再構築」につきましては、コロナショック後も見据え当社の体質改善を図る目的で、操業体制の見直しや合理化・生産性の一層の向上に加え、聖域のない選択と集中など従来よりも一歩踏み込んで労務費・経費等固定費を削減し、当社の構造改革を進めてまいります。

更に、「非内燃機関の次世代新事業の拡大」につきましては、主に次世代自動車に対応した新製品開発及び非自動車新事業の創出をスピードアップしてまいります。

こうした諸施策を進めていくことにより、「100年に一度の大変革期」に加えて、アフターコロナの環境変化を見据えて、グローバルな自動車産業で当社の企業価値を継続的に高めていくよう努めます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第93期 (2016年度)	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度)	第96期 (2019年度) 【当連結会計年度】
売上高 (百万円)	75,904	87,583	90,366	84,530
経常利益 (百万円)	5,982	8,379	7,860	5,964
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,928	4,386	4,979	3,517
1株当たり当期純利益 (円)	399.47	446.11	505.32	355.26
総資産額 (百万円)	103,463	112,266	110,054	107,920
純資産額 (百万円)	71,370	77,328	77,253	75,905
1株当たり純資産額 (円)	6,765.13	7,323.39	7,250.22	7,059.13

(注) 当社は、2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第93期の期首に当該併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第93期 (2016年度)	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度)	第96期 (2019年度) 【当事業年度】
売上高 (百万円)	56,594	60,775	61,103	53,414
経常利益 (百万円)	3,559	3,584	4,075	2,623
当期純利益 (百万円)	2,417	1,739	3,138	2,293
1株当たり当期純利益 (円)	245.84	176.97	318.50	231.63
総資産額 (百万円)	67,439	72,227	70,822	68,820
純資産額 (百万円)	41,176	42,286	43,250	42,616
1株当たり純資産額 (円)	4,168.56	4,272.46	4,355.82	4,280.02

(注) 当社は、2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第93期の期首に当該併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

**(6) 重要な親会社及び子会社の状況**

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リケンキャストック	200百万円	直接 100.0%	自動車用鋳造部品等の製造
P.T.パカルティリケン イン ド ネ シ ア	4,150百万ルピア	直接 40.0%	自動車用鋳造部品等の製造
理研汽車配件（武漢）有限公司	19,000千米ドル	直接 60.0%	自動車関連部品の製造
リケンメキシコ社	620百万ペソ	間接 100.0%	自動車関連部品の製造
リケンオブアメリカ社	250千米ドル	間接 100.0%	当社製品の北米地区の販売
ユーロリケン社	664千ユーロ	直接 100.0%	当社製品の欧州地区の販売

③ 企業結合の成果

上記の重要な子会社6社を含む当連結会計年度の売上高は84,530百万円（前期比6.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,517百万円（前期比29.4%減）となりました。

**(7) 主要な事業内容**（2020年3月31日現在）

当社グループは、ピストンリング、カムシャフトを始めとした自動車・産業機械部品と鋼管用継手、電熱線等のその他産業向け製品の製造・販売を主要な事業（下記参照）としており、国内及び海外にてグローバルに展開しております。

- 自動車・産業機械部品事業……………ピストンリング、カムシャフト、バルブリフター、バルブシート、シールリング、素形材部品等
- その他……………鋼管用継手、ステンレス管用継手、電熱線、工業炉、電波暗室、電波吸収体等

(8) **主要な営業所及び工場** (2020年3月31日現在)

(国内営業拠点)

当社本社 (東京都千代田区)、当社札幌営業所 (北海道札幌市)、当社仙台営業所 (宮城県仙台市)、当社神奈川営業部 (神奈川県厚木市)、当社浜松営業部 (静岡県浜松市)、当社名古屋営業部 (愛知県名古屋市)、当社大阪営業部 (大阪府大阪市)、当社広島営業部 (広島県広島市)、当社福岡営業所 (福岡県福岡市)、理研商事(株) (東京都千代田区)

(国内生産拠点)

当社柏崎事業所 (新潟県柏崎市)、当社熊谷事業所 (埼玉県熊谷市)、(株)リケンキャストック (新潟県柏崎市)、理研機械(株) (新潟県柏崎市)、日本メッキ工業(株) (新潟県柏崎市)、柏崎ピストンリング(株) (新潟県柏崎市)、(株)リケンE P (新潟県柏崎市)、(株)リケン環境システム (埼玉県熊谷市)、(株)リケンヒートテクノ (埼玉県熊谷市)、(株)リケンブラザー精密工業 (愛知県知立市)

(海外営業拠点)

リケンオブアメリカ社 (アメリカ)、ユーロリケン社 (ドイツ)、PT.リケンオブアジア (インドネシア)、リケンセールスアンドトレーディング (タイ) 社 (タイ)

(海外生産拠点)

P.T.パカルティリケンインドネシア (インドネシア)、理研汽车配件 (武漢) 有限公司 (中国)、理研密封件 (武漢) 有限公司 (中国)、リケンメキシコ社 (メキシコ)、台湾理研工業股份有限公司 (台湾)、サイアムリケン社 (タイ)、シュリラムピストンアンドリング社 (インド)、廈門理研工業有限公司 (中国)



(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
男 性	3,860 名	減 50 名
女 性	631	増 10
合 計	4,491	減 40

② 当社の従業員の状況

区 分	当事業年度末従業員数	前事業年度末増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	1,341 名	減 36 名	41.1 歳	18.2 年
女 性	85	増 4	37.6	13.6
合 計	1,426	減 32	40.9	17.9

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,150
株式会社三菱UFJ銀行	2,250
日本生命保険相互会社	1,760
株式会社第四銀行	1,250

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,648,466株 (自己株式数731,134株を含む。)
- (3) 株主数 7,881名 (自己株式保有株主1名を含む。)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 502	% 5.07
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	486	4.90
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	428	4.33
日 立 金 属 商 事 株 式 会 社	356	3.59
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	354	3.58
株 式 会 社 第 四 銀 行	320	3.23
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NV101	317	3.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	291	2.94
STATE STREET BANK AND TRUST C O M P A N Y 5 0 5 2 2 7	276	2.79
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	261	2.64

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊 藤 薫	CEO兼COO
代表取締役	高 木 一 嘉	専務執行役員、CTO
代表取締役	前 川 泰 則	専務執行役員、経営管理本部長委嘱、国際事業本部長委嘱
取締役	ドナルド E. マクナルティ	リケンオブアメリカ社取締役会長
取締役	早 坂 茂 昌	常務執行役員、日系OE営業担当、配管事業担当、熱エンジニアリング事業担当、EMC事業担当、営業本部長委嘱
取締役	佐 藤 裕	常務執行役員、品質保証担当、保全担当、グローバル調達担当、ロジスティクス担当、柏崎事業所長委嘱、ピストンリング事業本部長委嘱
社外取締役	平 野 英 治	メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 株式会社NTTデータ社外取締役 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員長
社外取締役	田 辺 孝 二	日本アジアグループ株式会社取締役 東京工業大学環境・社会理工学院特任教授 島崎電機株式会社監査役
社外取締役 (常勤監査等委員)	広 井 秀 美	
取締役 (常勤監査等委員)	国 元 晃	
社外取締役 (監査等委員)	岩 村 修 二	東京フレックス法律事務所所属弁護士 キヤノン電子株式会社社外監査役 株式会社北海道銀行社外監査役 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員 林兼産業株式会社社外取締役

- ※ 1. 社外取締役は、下記のとおりです。  
平野 英治  
田辺 孝二
- ※ 2. 社外取締役（監査等委員）は、下記のとおりです。  
広井 秀美  
岩村 修二
- ※ 3. 2019年6月21日開催の第95回定時株主総会の決議に基づき監査等委員会設置会社に移行いたしました。当該移行に伴い、同日に常勤監査役中谷昇、広井秀美及び監査役岩村修二の各氏は退任いたしました。また、同日をもって広井秀美、国元晃、岩村修二の各氏は、取締役（監査等委員）に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- ※ 4. メットライフ生命保険株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 5. 株式会社NTTデータと当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 6. 年金積立金管理運用独立行政法人と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 7. 日本アジアグループ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 8. 東京工業大学と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 9. 島崎電機株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 10. 東京フレックス法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 11. キヤノン電子株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 12. 株式会社北海道銀行と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 13. 林兼産業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 14. 当社と社外取締役平野英治、田辺孝二、社外取締役（監査等委員）広井秀美、岩村修二及び取締役（監査等委員）国元晃は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

**(2) 取締役及び監査役の報酬等の額**

取締役（監査等委員を除く）	11人	199百万円（うち社外3人 12百万円）
取締役（監査等委員）	3人	31百万円（うち社外2人 18百万円）
監査役	3人	10百万円（うち社外2人 5百万円）

- ※ 1. 2019年6月21日付で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
- ※ 2. 監査役の報酬等の額は、本件移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の報酬等の額は、本件移行後の期間に係るものであります。
- ※ 3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- ※ 4. 当該事業年度に係る役員賞与については次のとおりであり、上記報酬等の額に含まれておりません。
  - ・ 2020年6月支給予定の役員賞与  
 取締役27百万円（うち社外一百万円）
- ※ 5. 上記のほか、次のとおりの支給があり、上記報酬等の額には含まれておりません。
  - ・ 譲渡制限付株式の付与による報酬の当期費用計上額  
 取締役64百万円（うち社外一百万円）

**(3) 社外役員に関する事項**

社外取締役（監査等委員を除く）の主な活動状況

2019年度の取締役会は17回開催されました。平野取締役は15回に出席し、日本銀行等における経験・識見を基に、主に財務・国際経済に関する専門的見地から意見を述べております。田辺取締役は就任後に開催された13回のうち12回に出席し、経済産業省、東京工業大学等における経験・識見を基に、主にイノベーションマネジメント及び技術経営に関する専門的見地から意見を述べております。

社外監査役、社外取締役（監査等委員）の主な活動状況

2019年度の取締役会は17回開催されました。広井取締役（監査等委員）はすべてに出席し、主に業務の有効性等に関する意見を述べております。岩村取締役（監査等委員）は14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

2019年度の監査役会は3回、監査等委員会は11回開催されました。広井取締役（監査等委員）及び岩村取締役（監査等委員）はすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2019年6月21日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	56百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	3百万円
③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	59百万円

(注) 1. 当該金額について、当社監査役会並びに監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前会計監査人の前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任することになります。

また、当社の監査等委員会は、当社都合の場合若しくは会計監査人の適格性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

## 5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の内容は次のとおりであります。

＜当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針＞

### (1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応ずるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。このような不適切な大規模買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現にも資するものと考えています。

＜経営理念及び中期経営計画の推進による企業価値向上＞

当社の創業は、1927年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。当社では、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動規範として定め、中期経営計画、年度計画を展開し、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に適った製品の開発、販売に努めています。

## <経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する一級企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

## <コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実による企業価値向上>

当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離するために、執行役員制度を導入しています。

また、当社は2019年6月より監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることとしています。

加えて、2019年5月から、取締役等の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るために、任意の諮問機関として独立社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しています。

従来から経営機関（取締役会及び経営会議）の適切な運営に加え、具体的な取組みとしては内部統制システム整備に関する基本方針（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）に基づき、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの充実をはじめとした企業の透明性、効率性、健全性の確保に取り組んでいます。

また、CSR委員会とコンプライアンス委員会を設置し、内部統制の強化とともに、環境活動や社会貢献活動、正確で適切な情報開示、CS（顧客満足）創造等の活動を当社グループ全体で統括し、更なるレベルアップを図っています。



### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、2019年5月21日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2019年6月21日開催の第95回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券の買付行為をいい、こうした行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時の情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。但し、対抗措置の内容について株主意思確認のための株主総会を開催する場合は、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できません。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が上記の大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が定める検討可能な対抗措置をとる場合があります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動の判断に先立ち、当社の業績執行を行う経営陣から独立している社外取締役、または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告に従います。

なお、本プランの有効期限は、2022年6月に開催される当社第98回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.riken.co.jp/>) をご参照ください。

**(4) 上記取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社  
役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

上記(2)の当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みは、まさに基本方針に沿うものであり、上記(3)のとおり本プランの設計に際しては以下の点を十分考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- 3) 株主意思を反映するものであること
- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視
- 5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当につきましては、業績及び配当性向等を総合的に勘案し、中間配当及び期末配当の年2回、安定的な配当水準を維持することを基本方針と考えております。当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当は機動的な剰余金の配当を可能とするため取締役会とし、期末配当は株主総会としております。

内部留保資金につきましては、新製品・新技術の開発、グローバル事業戦略に沿った海外生産拠点の能力増強、生産効率化の推進、既存事業の競争力強化など企業価値向上に効率的に活用してまいります。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>47,600</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>18,233</b>
現金及び預金	9,619	支払手形及び買掛金	10,140
受取手形及び売掛金	20,621	未払法人税等	529
商品及び製品	9,472	賞与引当金	1,722
仕掛品	3,507	その他	5,840
原材料及び貯蔵品	2,754	<b>固 定 負 債</b>	<b>13,781</b>
その他	1,681	長期借入金	10,000
貸倒引当金	△56	退職給付に係る負債	1,670
<b>固 定 資 産</b>	<b>60,319</b>	製品保証引当金	305
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>31,419</b>	環境対策引当金	12
建物及び構築物	11,291	その他	1,792
機械装置及び運搬具	13,754	<b>負 債 合 計</b>	<b>32,015</b>
土地	2,660	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	2,512	<b>株 主 資 本</b>	<b>72,915</b>
その他	1,200	資本金	8,573
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,493</b>	資本剰余金	6,984
リース資産	2,866	利益剰余金	60,642
その他	626	自己株式	△3,284
<b>投資その他の資産</b>	<b>25,406</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△2,908</b>
投資有価証券	19,194	その他有価証券評価差額金	△1,470
繰延税金資産	3,633	繰延ヘッジ損益	△8
退職給付に係る資産	1,557	為替換算調整勘定	△1,459
保険積立金	109	退職給付に係る調整累計額	29
その他	942	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>169</b>
貸倒引当金	△30	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>5,727</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>107,920</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>75,905</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>107,920</b>

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		84,530
売上原価		66,118
売上総利益		18,412
販売費及び一般管理費		13,177
営業利益		5,234
営業外収益		
受取利息及び配当金	260	
持分法による投資利益	518	
生命保険配当金	127	
受取補償金	149	
その他の	224	1,279
営業外費用		
支払利息	105	
為替差損	265	
その他の	178	550
経常利益		5,964
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	6	
退職給付制度の移行に伴う利益	258	267
特別損失		
固定資産除却損	16	
減損損失	151	
投資有価証券評価損	23	190
税金等調整前当期純利益		6,041
法人税、住民税及び事業税	1,226	
法人税等調整額	787	2,013
当期純利益		4,027
非支配株主に帰属する当期純利益		509
親会社株主に帰属する当期純利益		3,517

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>29,191</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,509</b>
現金及び預金	4,276	支払手形	289
受取手形	2,434	買掛金	6,206
売掛金	13,871	リース債	213
商品及び製品	3,768	未払金	2,054
原材料及び貯蔵品	1,079	未払費用	824
仕掛品	2,002	未払法人税等	80
前払費用	218	預り金	3,313
関係会社短期貸付金	481	賞与引当金	1,044
未収還付法人税等	317	設備関係支払手形	396
その他の	740	その他	86
<b>固定資産</b>	<b>39,629</b>	<b>固定負債</b>	<b>11,695</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>15,870</b>	長期借入金	10,000
建物	6,752	リース債	274
構築物	505	環境対策引当金	12
機械及び装置	5,217	その他	1,408
車両運搬具	16	<b>負債合計</b>	<b>26,204</b>
工具、器具及び備品	533	<b>純資産の部</b>	
土地	1,345	<b>株主資本</b>	<b>43,911</b>
リース資産	25	資本金	8,573
建設仮勘定	1,474	資本剰余金	6,605
<b>無形固定資産</b>	<b>3,266</b>	資本準備金	6,604
借地権	30	その他資本剰余金	1
ソフトウェア	316	自己株式処分差益	1
ソフトウェア仮勘定	35	<b>利益剰余金</b>	<b>32,016</b>
リース資産	2,866	利益準備金	1,457
その他の	16	その他利益剰余金	30,558
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,493</b>	配当引当金	4,000
投資有価証券	7,644	海外事業積立金	10,000
関係会社株	6,208	圧縮記帳積立金	12
出資	0	買換資産圧縮積立金	37
関係会社出資	2,379	別途積立金	5,500
繰延税金資産	2,611	繰越利益剰余金	11,008
前払年金費用	1,286	<b>自己株式</b>	<b>△3,284</b>
保険積立金	103	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△1,465</b>
その他の	288	その他有価証券評価差額金	△1,456
貸倒引当金	△30	繰延ヘッジ損益	△8
<b>資産合計</b>	<b>68,820</b>	<b>新株予約権</b>	<b>169</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>42,616</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>68,820</b>

## 損益計算書

(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		53,414
売上原価		42,834
売上総利益		10,579
販売費及び一般管理費		9,062
営業利益		1,517
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	1,337	
生命保険配当金	110	
その他の	139	1,601
営業外費用		
支払利息	104	
固定資産処分損	7	
為替差損	211	
その他の	171	495
経常利益		2,623
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	6	
退職給付制度の移行に伴う利益	258	267
特別損失		
固定資産除却損	11	
減損損失	138	
投資有価証券評価損	23	172
税引前当期純利益		2,718
法人税、住民税及び事業税	57	
法人税等調整額	367	424
当期純利益		2,293

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年7月7日

株式会社 リ ケ ン

取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 出 正 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉 浦 野 衣 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 健 夫 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リケンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年7月7日

株式会社 リケン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井出正弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦野衣 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木健夫 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リケンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。なお、2019年6月21日に開催された第95回定時株主総会におきまして当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、2019年4月1日から2019年6月21日定時株主総会終結までの監査につきましては、監査役及び監査役会が実施してきた監査内容を監査等委員会を引き継ぎ、監査の方法及び結果を確認の上、当事業年度の監査報告としております。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- 一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- 二 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月7日

株式会社 リ ケ ン 監査等委員会

常勤監査等委員 広 井 秀 美 ㊟

常勤監査等委員 国 元 晃 ㊟

監査等委員 岩 村 修 二 ㊟

(注) 監査等委員広井秀美及び岩村修二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上





# 株主総会継続会 会場のご案内

※麻布十番駅と国際文化会館の間には急な坂があります。

会場 東京都港区六本木五丁目11番16号 国際文化会館 別館2階 講堂



- 交通
- 都営地下鉄大江戸線 麻布十番駅下車 (出口7) 徒歩5分
  - 東京メトロ南北線 麻布十番駅下車 (出口4) 徒歩8分
  - 東京メトロ日比谷線 六本木駅下車 (出口3) 徒歩10分

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。